

# 川口市水道事業給水条例

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、市の水道事業の給水についての料金及び給水装置の工事の費用の負担区分、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

(平成9条例53・平成14条例59・一部改正)

第2条 削除

(昭和50条例43)

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置 需要者に水を供給するため市の施設した配水管又は他の給水管（以下「配水管等」という。）から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (2) 給水装置の工事 給水装置の新設、改造、修繕（水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第13条に定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去のための工事をいう。
- (3) 中高層集合住宅等 中高層住宅等の集合住宅であって、当該集合住宅の専用給水装置の所有者が上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に各戸に区分された住居等に係る戸別検針及び戸別徴収に関する事務を申し込み、管理者が別に定めるところにより認定の上、当該事務を受託する集合住宅をいう。
- (4) メーター 市の設置した水道メーターをいう。
- (5) 各戸メーター 戸別検針及び戸別徴収を行うため中高層集合住宅等に設置される水道メーターをいう。
- (6) 共同住宅 2以上の住居又は店舗等がある建築物であって、1個のメーターで検針及び徴収を行うものをいう。

(平成9条例53・全改、平成14条例59・平成30条例83・一部改正)

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次の2種とする。

- (1) 専用給水装置
- (2) 私設消火栓

(平成4条例40・平成9条例53・一部改正)

(給水装置の所有者の代理人)

第5条 給水装置の所有者（以下「所有者」という。）が市内に居住しないとき又は管理者が必要と認めたときは、所有者はこの条例に定める事項を処理させるため市内に居住する代理人（以下「代理人」という。）を置き、管理者に届け出なければならない。代理人に変更のあったときも、また同様とする。

(昭和42条例36・平成9条例53・平成14条例59・一部改正)

(管理人の選定)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるための管理人（以下「管理人」という。）を選定し、管理者に届け出なければならない。管理人に変更のあったときも、また同様とする。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認めた者

(昭和42条例36・平成14条例59・一部改正)

(使用者等の管理上の責任)

第7条 所有者、代理人、管理人又は給水装置の使用者（以下「使用者等」という。）は、善良な管理者の注意をもって水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項の場合において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は使用者等の負担とする。ただし、管理者が別に定める事由に該当したときは、市がその費用の全部又は一部を負担する。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、使用者等の負担とする。

(昭和42条例36・平成14条例59・一部改正)

## 第1章の2 水道利用加入金

(平成14条例59・追加)

(給水装置の新設に係る加入金)

第7条の2 給水装置の新設の申込みをしようとする者は、次の表に掲げる区分による額を乗じて得た額を水道利用加入金（以下「加入金」という。）として管理者に納付しなければならない。

メーターの口径	加入金（1給水装置につき）
13ミリメートル	88,000円
20ミリメートル	176,000円
25ミリメートル	319,000円
30ミリメートル	506,000円
40ミリメートル	1,078,000円
50ミリメートル	1,914,000円
75ミリメートル	4,301,000円
100ミリメートル	9,108,000円
150ミリメートル	26,048,000円
200ミリメートル以上	メーターの断面積及び流量を基礎として 管理者が定める額

2 前項の規定にかかわらず、中高層集合住宅等の給水装置の新設の申込みをしようとする者は、各戸メーターの口径を前項の表の左欄に掲げるメーターの口径とみなして、その口径に対応する同表の右欄に掲げる額に当該各戸メーターの個数を乗じて得た額又はメーターの口径に対応する同表に規定する額のいずれか高い方の額を加入金として管理者に納付しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、共同住宅の給水装置の新設の申込みをしようとする者は、88,000円に当該共同住宅の戸数を乗じて得た額又はメーターの口径に対応する第1項の表に規定する額のいずれか高い方の額を加入金として管理者に納付しなければならない。

（平成14条例59・追加、平成26条例54・平成31条例46・令和2条例18・一部改正）

（給水装置の改造等に係る加入金）

第7条の3 給水装置の改造（メーター（各戸メーターを含む。）の増径に伴うものに限る。以下この項において同じ。）の申込みをしようとする者は、改造後のメーターの口径に対応する前条第1項の表に規定する額と改造前のメーターの口径に対応する同表に規定する額との差額に相当する額を加入金として管理者に納付しなければならない。

2 中高層集合住宅等の各戸メーターの数の増加の申込みをしようとする者は、増加する各戸メーターの口径を前条第1項の表の左欄に掲げるメーターの口径とみなして、その口径に対応する同表の右欄に掲げる額に当該各戸メーターの増加個数を乗じて得た額を加入金として管理者に納付しなければならない。

3 共同住宅の給水装置の増設（当該共同住宅の戸数の増加に伴うものに限る。）の申込みをしようとする者は、88,000円に当該共同住宅の増加戸数を乗じて得た額を加入金として管理者に納付しなければならない。

- 4 管理者が建築物の構造その他の理由により、給水の方式を変更する必要があると認めるときは、変更前のメーター又は各戸メーターに係る加入金の額を変更後のメーターに係る加入金の額に充当することができる。

(平成 14 条例 59・追加、平成 26 条例 54・平成 31 条例 46・令和 2 条例 18・一部改正)

(加入金の納付時期等)

第 7 条の 4 加入金は、工事しゅん工後直ちに納付しなければならない。

- 2 既納の加入金は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平成 14 条例 59・追加)

(市内の転居等の場合の加入金の充当)

第 7 条の 5 管理者は、所有者が給水装置を廃止し、引き続き市内の他の場所に給水装置を新設するときは、新設する給水装置の口径に係る加入金の額に廃止する給水装置の口径に係る加入金の額を充当することができる。

(平成 14 条例 59・追加)

(暫定給水に係る加入金等の免除)

第 7 条の 6 現に本市の給水区域内にあって他の水道事業者から暫定的に給水を受けている者が、新たに本市から給水を受けようとする場合においては、他の水道事業者から給水を受けている給水装置の口径に係る加入金及び接続替えの工事に要する費用を免除する。

(平成 14 条例 59・追加)

## 第 2 章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の工事の承認)

第 8 条 給水装置の工事をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめその承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認に当たり管理者が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(昭和 42 条例 36・昭和 45 条例 36・昭和 48 条例 51・平成 9 条例 53・平成 14 条例 59・一部改正)

(工事の費用負担)

第9条 給水装置の工事に要する費用は、当該工事をする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市がその費用を負担することができる。

(昭和42条例36・一部改正)

(工事の施行)

第10条 給水装置の工事は、市又は管理者が水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置の工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、当該工事のしゅん工後直ちに管理者の工事検査を受けなければならない。

(平成9条例53・全改)

(給水管及び給水用具の指定)

第10条の2 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管等の分岐部からメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管等から給水管を分岐する工事及び当該分岐部からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(平成9条例53・追加、平成14条例59・一部改正)

(工事費の算出方法)

第11条 市が施行する給水装置の工事に要する費用（以下「工事費」という。）は、次に掲げる費用の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

- 3 前 2 項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に管理者が定める。  
(昭和 42 条例 36・平成 9 条例 53・平成 14 条例 59・平成 26 条例 54・平成 31 条例 46・一部改正)

(工事費の納付)

第 12 条 管理者に給水装置の工事を申し込もうとする者は、管理者が算出した工事費の概算額を着工前に納付しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、着工後に納付することができる。

2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算する。

3 前 2 項の規定にかかわらず、管理者が特に必要がないと認めるときは、工事に要した費用をしゅん工後に納付することができる。

(平成 9 条例 53・全改、平成 14 条例 59・一部改正)

(給水装置の撤去及び切離し)

第 13 条 所有者は、給水装置を使用する見込みがなくなったときは、管理者が別に定めるところにより、あらかじめ届け出て、当該給水装置を撤去しなければならない。

2 管理者は、給水装置が使用されていない場合で、水道の管理上特に必要があると認めるときは、所有者の同意がなくても当該給水装置を配水管等の分岐部から切り離すことができる。

(平成 14 条例 59・全改)

## 第 3 章 給水

(給水の原則)

第 14 条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 前項の規定により給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第 1 項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市はその責めを負わない。

(平成 14 条例 59・一部改正)

(給水の申込み)

第 15 条 給水を受けようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(昭和 42 条例 36・平成 14 条例 59・一部改正)

(メーターの設置)

第 16 条 給水量は、メーターにより計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。

(昭和 42 条例 36・平成 9 条例 53・平成 14 条例 59・一部改正)

(メーターの管理等)

第 17 条 メーターは、使用者等に保管させる。

2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が、前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失し、又は毀損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(平成 14 条例 59・平成 26 条例 54・一部改正)

(届出)

第 18 条 使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の使用を開始し、若しくは中止し、又は給水装置を廃止するとき。

(2) 消火演習に私設消火栓を使用するとき。

(3) 用途を変更するとき。

2 使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(1) 使用者に変更があったとき。

(2) 所有者に変更があったとき。

(3) 共同住宅の使用世帯数に変更があったとき。

3 前項第 1 号に規定する事由に該当し、その旨の届出を行わずに給水装置を使用した者は、前使用者に引き続いて使用したものとみなす。

(昭和 56 条例 48・全改、平成 4 条例 40・平成 9 条例 53・平成 14 条例 59・一部改正)

(私設消火栓の使用)

第 19 条 私設消火栓は、消火又は消火演習の場合のほか使用してはならない。

(昭和 42 条例 36・平成 9 条例 53・平成 14 条例 59・一部改正)

(緊急転用)

第 19 条の 2 非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情があると管理者が認めるときは、給水装置を臨時に他に使用させることができる。

(平成 14 条例 59・追加)

(給水装置及び水質の検査)

第 20 条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する

2 前項の検査において特別の費用を要したときは、その実費額を徴収することができる。

(昭和 42 条例 36・平成 14 条例 59・一部改正)

## 第 3 章の 2 貯水槽水道

(平成 14 条例 59・追加)

(市の責務)

第 20 条の 2 管理者は、貯水槽水道（法第 14 条第 2 項第 5 号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(平成 14 条例 59・追加)

(設置者の責務)

第 20 条の 3 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第 3 条第 7 項に規定する簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第 34 条の 2 に定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に規定する簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、管理者が別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

(平成 14 条例 59・追加)

## 第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務者)

第21条 水道料金は、使用者等から徴収する。

2 管理人が水道料金を納付しないときは、当該管理人の設置に係る給水装置を使用する者が、連帯して責任を負うものとする。

(昭和56条例48・全改、平成14条例59・一部改正)

(料金)

第22条 次項及び第3項に定めるものを除くほか、水道料金は、1月につき次の表に掲げる区分により算定した基本料金と従量料金の合計額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

口径 (ミリメートル)	基本料金		従量料金 (1立方メートルにつき)	
	料金	基本水量	使用水量	料金
13	1,111円	10立方メートルまで	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	173円80銭
			20立方メートルを超え50立方メートルまでの分	281円60銭
20	1,815円	10立方メートルまで	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	330円
			100立方メートルを超え200立方メートルまでの分	376円20銭
25	2,343円	10立方メートルまで	200立方メートルを超える分	422円40銭
			100立方メートルまでの分	330円
30	3,190円		100立方メートルまでの分	330円
40	5,126円		100立方メートルを超え200立方メートルまでの分	376円20銭
50	13,310円		200立方メートルを超え500立方メートルまでの分	422円40銭
75	24,948円		500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	431円20銭
100	44,352円		1,000立方メートルを超える分	470円80銭
150	110,880円			
200	217,602円			

- 2 公衆浴場用（物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）第 4 条の規定に基づき埼玉県知事が指定する入浴料金の統制額の適用を受ける公衆浴場に使用するものをいう。）に水道を使用する場合の水道料金は、1 月につき次の表に掲げる区分により算定した基本料金と従量料金の合計額とする。この場合において、1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

基本料金		従量料金（1 立方メートルにつき）	
料金	基本水量	使用水量	料金
8,668 円	100 立方メートルまで	100 立方メートルを超え 200 立方メートルまでの分	140円80銭
		200 立方メートルを超え 500 立方メートルまでの分	157円30銭
		500 立方メートルを超える分	171円60銭

- 3 特別給水（上下水道局構内において直接給水するものをいう。）する場合の水道料金は、1 立方メートルにつき 330 円により算定した額とする。
- 4 管理者は、共同住宅の水道料金について、使用者等から申請があったときは、当該共同住宅の総使用水量をその戸数で除して得た水量を基礎とし、それぞれに第 1 項の水道料金表を適用して算定した額（1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）の合計額とすることができる。

（昭和 56 条例 48・全改、平成元条例 42・平成 4 条例 40・平成 9 条例 35・平成 11 条例 51・平成 14 条例 59・平成 26 条例 54・平成 30 条例 83・平成 31 条例 46・令和 2 条例 18・一部改正）

（水道料金の算定）

第 23 条 水道料金は、隔月の定例日（料金算定基準日としてあらかじめ管理者が定めた日をいう。以下同じ。）に使用水量を計量し、その計量した使用水量を各月均等とみなして水道料金を算定する。

- 2 管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めたときは、毎月の定例日に使用水量を計量し、その計量した使用水量をもって水道料金を算定することができる。

（昭和 42 条例 66・全改、平成 17 条例 17・一部改正）

(使用水量の認定)

第 24 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

(1) メーター又は各戸メーターに異状があったとき。

(2) メーター又は各戸メーターが設置されていないとき。

2 前項の規定による認定は、当該認定の直前に計量した使用水量その他の事情を考慮して行う。

(昭和 42 条例 36・昭和 56 条例 48・平成 14 条例 59・一部改正)

(特別な場合における水道料金の算定)

第 25 条 第 22 条の規定にかかわらず、定例日から次の定例日までの中途において水道の使用を開始し、又は中止したときの水道料金は、次に定めるところにより算定した額とする。この場合において、1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 基本水量を付するものにおいて、使用日数が 15 日を超えず、かつ、使用水量が基本水量の 2 分の 1 を超えない場合は、基本料金の 2 分の 1 の額とする。

(2) 基本水量を付さないものにおいて、使用日数が 15 日を超えない場合は、基本料金の 2 分の 1 の額に従量料金を加算した額とする。

(3) 使用日数が 45 日を超えない場合は、1 月の基本料金に従量料金を加算した額とする。

2 前項に定めるもののほか、第 23 条の規定により難い場合の水道料金の算定方法については、管理者が別に定める。

(昭和 56 条例 48・全改、平成元条例 42・平成 9 条例 35・平成 14 条例 59・平成 26 条例 54・平成 31 条例 46・令和 2 条例 18・一部改正)

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第 26 条 工事その他の事由により一時的に水道を使用する者は、水道使用の申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用を中止したときに精算する。

(昭和 42 条例 36・平成 14 条例 59・一部改正)

(料金の徴収)

第 27 条 水道料金は、2 月分をまとめて徴収する。

2 管理者は、前項の規定にかかわらず、第 23 条第 2 項の規定により水道料金を算定することとしたときは、当該水道料金を毎月徴収することができる。

(昭和 42 条例 66・全改、昭和 56 条例 48・平成 17 条例 17・一部改正)

(手数料)

第28条 法及びこの条例に基づき管理者に登録等の申請又は申込みをしようとする者は、次に定めるところにより市に手数料を納付しなければならない。

(1) 指定給水装置工事事業者に関する手数料

ア 指定給水装置工事事業者登録申請手数料	1件につき	15,000円
イ 指定給水装置工事事業者更新申請手数料	同	10,000円
ウ 指定給水装置工事事業者証再交付申請手数料	同	2,000円

(2) 給水装置の工事に関する手数料

ア 給水装置工事設計審査申請手数料	同	2,000円
イ 給水装置工事中間検査申請手数料	同	5,000円
ウ 給水装置工事しゅん工検査申請手数料		

(ア) 分岐を伴う工事

a 分岐部から止水栓までのもの	同	9,000円
b 分岐部から止水栓及びメーターを経て給水栓までのもので給水栓を1栓のみ設置する場合	同	11,000円
c 分岐部から止水栓及びメーターを経て給水栓までのもので2以上の給水栓を設置する場合(メーターの取付けを伴わないものを含む。)	同	16,000円

(イ) 分岐を伴わない工事

a メーターから給水栓までのもの	同	8,000円
b メーターの先から給水栓までのもの	同	5,000円
エ 道路掘削等審査申請手数料	同	2,000円

(3) 中高層集合住宅等に関する手数料

ア 中高層集合住宅等中間検査申請手数料	同	5,000円
イ 中高層集合住宅等しゅん工検査申請手数料	各戸メーター1個につき	2,000円
ウ 中高層集合住宅等認定申込手数料	同	2,000円

2 前項の手数料は、申請又は申込みのとき徴収する。

(平成14条例59・全改、令和元条例32・一部改正)

(料金の軽減又は免除)

第29条 管理者は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない水道料金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

2 管理者は、使用者等が口座振替の方法により水道料金を納付するときは、その者の水道料金から55円を超えない範囲内で管理者が定める額を減額することができる。ただし、使用者等の責めに帰すべき事由により、水道料金が管理者の指定する期限(以下「指定期限」という。)内に納付されなかったときは、この限りでない。

(昭和42条例36・昭和56条例48・令和2条例18・一部改正)

## 第5章 管理

(給水装置の検査等)

第30条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、使用者等に対し適当な措置を指示することができる。

(昭和42条例36・昭和56条例48・平成14条例59・一部改正)

(給水装置の変更の工事)

第30条の2 市は、配水管等の移転その他の事由により、給水装置に変更を加える工事をする必要があると認めるときは、当該給水装置の使用者等及び利害関係人の同意がなくても当該工事を施行することができる。

(平成14条例59・追加)

(給水装置の基準違反に対する措置)

第31条 管理者は、給水装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に定める基準に適合していないときは、給水の申込みを拒み、又は使用中の給水装置の構造及び材質が同条に定める基準に適合しなくなったときは、適合させるまでの間給水を停止することができる。

2 管理者は、給水装置が市又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置の工事に係るものでないときは、給水の申込みを拒み、又は給水を停止することができる。ただし、水道法施行規則第13条に定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

3 前項の確認において費用を要したときは、その工事を施行した者から実費額を徴収する。

(昭和42条例36・昭和44条例23・平成9条例53・平成14条例59・令和元条例32・一部改正)

(給水の停止)

第32条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者等に対しその事由の継続する間給水を停止することができる。

(1) 使用者等が第7条第2項の修繕費、第11条の工事費、第22条の水道料金又は第28条の手数料を指定期限内に納付しないとき。

(2) 使用者等が正当な事由がなく第23条の使用水量の計量又は第30条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水栓を汚染のおそれある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なおこれを改めないとき。

(昭和42条例36・昭和56条例48・平成9条例53・平成14条例59・一部改正)

(メーターの取外し)

第 33 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で水道の管理上必要があると認めるときは、メーターを取り外すことができる。

- (1) 所有者が 60 日以上所在が不明で、かつ使用者がないとき。
- (2) メーターが使用中止の状態であって将来使用の見込みがないと認めるとき。

(昭和 42 条例 36・平成 14 条例 59・一部改正)

## 第 6 章 補則

(委任)

第 34 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

(昭和 42 条例 36・平成 31 条例 46・一部改正)

## 第 7 章 罰則

(平成 31 条例 46・追加)

第 35 条 第 10 条第 1 項の規定に違反して給水装置の工事をした者は、200,000 円以下の罰金に処する。

(平成 31 条例 46・追加)

第 36 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、50,000 円以下の過料を科することができる。

- (1) 第 7 条第 1 項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (2) 第 8 条の承認を受けずに給水装置の工事をした者
- (3) 正当な事由がなく、第 16 条第 2 項に規定するメーターの設置、第 23 条の規定による使用水量の計量、第 30 条の規定による検査又は第 32 条の規定による給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (4) 第 22 条の水道料金又は第 28 条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(平成 31 条例 46・追加)

第 37 条 市長は、詐欺その他不正の行為によって第 22 条の水道料金又は第 28 条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 50,000 円を超えないときは、50,000 円とする。）以下の過料を科することができる。

(平成 31 条例 46・追加)

## 附則

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(川口市給水条例の廃止)
- 2 川口市給水条例（昭和 27 年条例第 4 号）は廃止する。  
(鳩ヶ谷市の編入に伴う経過措置)
- 3 鳩ヶ谷市の編入の日（以下この項から附則第 9 項までにおいて「編入日」という。）前に、編入前の鳩ヶ谷市水道事業給水条例（平成 10 年鳩ヶ谷市条例第 7 号。以下「編入前の鳩ヶ谷市条例」という。）の規定により給水の承認を受けた者に係る水道料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) 編入前の最後の定例日（編入前の鳩ヶ谷市条例第 24 条第 1 項に規定する定例日であって、編入日の前日までに最後に到来したものをいう。以下この号において同じ。）（編入前の最後の定例日の翌日から編入日の前日までの中途において水道の使用を開始した場合にあつては、当該開始した日。以下この号において同じ。）の翌日から編入後の最初の定例日（第 23 条第 1 項に規定する定例日であって、編入日以後最初に到来するものをいう。以下この項において同じ。）（編入日から編入後の最初の定例日までの中途において水道の使用を中止した場合にあつては、当該中止した日。以下この号において同じ。）までの期間の使用に係る水道料金 次のア及びイの定めるところにより算定した額の合算額
    - ア 編入後の最初の定例日の計量に係る使用水量（以下この号において「総使用水量」という。）について編入前の鳩ヶ谷市条例第 23 条及び第 24 条第 1 項の規定により算定した水道料金に、編入前の最後の定例日の翌日から編入日の前日までの日数を実日数（編入前の最後の定例日の翌日から編入後の最初の定例日までの日数をいう。以下この号において同じ。）で除して得た数を乗じて得た額
    - イ 総使用水量について第 22 条及び第 23 条の規定により算定した水道料金に、編入日から編入後の最初の定例日までの日数を実日数で除して得た数を乗じて得た額
  - (2) 編入後の最初の定例日の翌日以後の使用に係る水道料金 この条例の規定により算定した額  
(平成 23 条例 125・追加)
- 4 編入日前に編入前の鳩ヶ谷市条例の規定により給水の承認を受けた者であつて、当該承認に係る水道料金の算定について編入前の鳩ヶ谷市条例別表第 1 専用・共用給水装置の工事用又は臨時用の項の適用を受けるものに係る水道料金については、前項の規定にかかわらず、当該承認の期間が終了するまでの間、なお編入前の鳩ヶ谷市条例の例による。  
(平成 23 条例 125・追加)

5 編入日前に編入前の鳩ヶ谷市条例第 28 条各号に掲げる事項について申込みがなされた場合の手数料の徴収及び編入日前に編入前の鳩ヶ谷市条例第 5 条の規定により給水装置の新設又は改造の申込みがなされれば場合の水道利用の加入に係る徴収金の徴収については、なお編入前の鳩ヶ谷市の例による。

(平成 23 条例 125・追加)

6 編入日前に給水装置の新設又は改造の申込みを行った場合の当該給水装置の工事に係る設計審査及び工事検査の方法及び基準については、なお従前の例による。

(平成 23 条例 125・追加)

7 編入日前に編入前の鳩ヶ谷市条例の規定により給水の承認を受けた者であって、編入日以後に給水装置の改造をしようとするものが第 7 条の 3 第 1 項の規定により納付する加入金の額は、同項の規定により算定した差額に相当する額が、改造後のメーターの口径に対応する第 7 条の 2 第 1 項の表に規定する加入金の額から改造前のメーターの口径に対応する編入前の鳩ヶ谷市条例別表第 2 に規定する加入分担金の額に 100 分の 110 を乗じて得た額を控除した額（以下この項において「調整差額」という。）を超えるときは、当分の間、調整差額とする。

(平成 23 条例 125・追加、平成 26 条例 54・平成 31 条例 46・令和 2 条例 18・一部改正)

8 附則第 3 項から前項までに規定するもののほか、編入日前に、編入前の鳩ヶ谷市条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平成 23 条例 125・追加)

9 編入日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平成 23 条例 125・追加)

10 附則第 3 項から前項までに規定するもののほか、鳩ヶ谷市の編入に伴う必要な経過措置は、管理者が別に定める。

(平成 23 条例 125・追加)

附 則（昭和 40 年 12 月 27 日条例第 44 号）

この条例は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 41 年 4 月 1 日条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 42 年 4 月 1 日条例第 36 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 42 年 12 月 25 日条例第 66 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 44 年 4 月 1 日条例第 23 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 45 年 4 月 1 日条例第 36 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 47 年 4 月 1 日条例第 28 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 48 年 4 月 1 日条例第 30 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 48 年 10 月 1 日条例第 51 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和 48 年 11 月 1 日から施行する。ただし、第 22 条の改正規定は、昭和 49 年 1 月 1 日から施行する。

（水道料金に関する規定の適用）

- 2 この条例による改正後の第 22 条の規定は、第 5 期分の水道料金から適用する。  
（甲地区に係る水道料金の調整）
- 3 前項の規定にかかわらず、川口市水道事業給水条例施行規程（昭和 42 年水道部規程第 8 号）別表第 1 に掲げる甲地区に係る第 5 期分の水道料金については、第 5 期分の使用水量の 2 分の 1 を昭和 48 年 12 月分の使用水量とみなして、この条例による改正前の第 22 条第 1 号の規定による水道料金をもって計算した額とする。

附 則（昭和 50 年 3 月 25 日条例第 27 号）

この条例は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 50 年 10 月 1 日条例第 43 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（水道利用加入金の規定の適用）
- 2 この条例による改正後の川口市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第 8 条の 2 の規定は、昭和 51 年 1 月 1 日（以下「適用日」という。）以後の給水申込みに係る水道利用加入金から適用する。

（水道料金等の規定の適用）

- 3 新条例第 22 条第 1 項第 1 号の規定は、第 5 期分の水道料金から、同項第 2 号の規定は、昭和 51 年 1 月分として徴収するメーター使用料からそれぞれ適用する。  
（昭和 50 年度第 5 期分の水道料金の算定の特例）

- 4 昭和 50 年度の第 5 期分の水道料金は、第 5 期分の定例日の計量に係る使用水量（以下「総使用水量」という。）についてこの条例による改正前の川口市水道事業給水条例第 22 条第 1 項第 1 号及び第 23 条第 1 項の規定により算定した水道料金に適用日前の定例日から適用日の前日までの日数を 60 で除して得た数を乗じて得た額と、総使用水量について新条例第 22 条第 1 項第 1 号及び第 23 条第 1 項の規定により算定した水道料金に適用日から第 5 期分の定例日までの日数を 60 で除して得た数を乗じて得た額との合算額とする。

附 則（昭和 52 年 3 月 30 日条例第 22 号）

この条例は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 54 年 10 月 13 日条例第 34 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和 54 年 11 月 1 日から施行する。  
（水道利用加入金等の納付規定の適用）
- 2 この条例による改正後の川口市水道事業給水条例第 8 条の 2 第 3 項及び第 4 項並

びに第 12 条の規定は、昭和 54 年 11 月 1 日以後の申込みに係る水道利用加入金及び工事費から適用する。

附 則（昭和 56 年 12 月 28 日条例第 48 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。  
（第 6 期分及び第 1 期分の水道料金の算定）
- 2 川口市水道事業給水条例施行規程（昭和 42 年水道部規程第 8 号）第 21 条に規定する乙地区の昭和 56 年度第 6 期分（以下「第 6 期分」という。）及び同条に規定する甲地区の昭和 57 年度第 1 期分（以下「第 1 期分」という。）の水道料金は、当該各期分の定例日の計量に係る使用水量（以下「総使用水量」という。）についてこの条例による改正前の川口市水道事業給水条例第 22 条及び第 23 条の規定により算定した水道料金に昭和 57 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）前の定例日の翌日から施行日の前日までの日数を実日数で除して得た数を乗じて得た額と、総使用水量についてこの条例による改正後の川口市水道事業給水条例第 22 条及び第 23 条の規定により算定した水道料金に施行日から当該各期分の定例日までの日数を実日数で除して得た数を乗じて得た額との合算額とする。
- 3 前項の実日数とは、施行日前の定例日の翌日から施行日後の定例日までの日数をいう。
- 4 施行日前から施行日以後引き続き水道を使用する者で、施行日前の定例日から施行日後の定例日までの間に水道の使用を開始し、又は中止したものの第 6 期分又は第 1 期分の水道料金の算定が前 2 項の規定により難い者に係る当該第 6 期分又は第 1 期分の水道料金の額は、施行日前の使用日数と施行日以後の使用日数とに応じ、管理者が別に定めるところにより日割計算して算定した額とする。

附 則（昭和 59 年 3 月 30 日条例第 41 号）

この条例は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 3 月 23 日条例第 42 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の川口市水道事業給水条例の規定にかかわらず、平成元年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成元年 4 月 30 日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月 30 日後である水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後、初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月 30 日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数が生じたときは、これを 1

月とする。

附 則（平成 4 年 9 月 28 日条例第 40 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 4 年 10 月 1 日から施行する。  
（第 3 期分及び第 4 期分の水道料金の算定）
- 2 川口市水道事業給水条例施行規程（昭和 42 年水道部規程第 8 号）第 21 条に規定する乙地区の平成 4 年度第 3 期分（以下「第 3 期分」という。）及び同条に規定する甲地区の平成 4 年度第 4 期分（以下「第 4 期分」という。）の水道料金は、当該各期分の定例日の計量に係る使用水量（以下「総使用水量」という。）についてこの条例による改正前の川口市水道事業給水条例第 22 条及び第 23 条の規定により算定した水道料金に平成 4 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）前の定例日の翌日から施行日の前日までの日数を実日数で除して得た数を乗じて得た額と、総使用水量についてこの条例による改正後の川口市水道事業給水条例第 22 条及び第 23 条の規定により算定した水道料金に施行日から当該各期分の定例日までの日数を実日数で除して得た数を乗じて得た額との合算額とする。
- 3 前項の実日数とは、施行日前の定例日の翌日から施行日後の定例日までの日数をいう。
- 4 施行日前から施行日以後引き続き水道を使用する者で、施行日前の定例日から施行日後の定例日までの間に水道の使用を開始し、又は中止したものその他第 3 期分又は第 4 期分の水道料金の算定が前 2 項の規定により難しい者に係る当該第 3 期分又は第 4 期分の水道料金の額は、施行日前の使用日数と施行日以後の使用日数とに応じ、管理者が別に定めるところにより日割計算して算定した額とする。

附 則（平成 9 年 3 月 31 日条例第 35 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の川口市水道事業給水条例の規定にかかわらず、平成 9 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成 9 年 4 月 30 日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月 30 日後である水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後、初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月 30 日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数が生じたときは、これを 1 月とする。

附 則（平成 9 年 12 月 26 日条例第 53 号）

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 12 月 21 日条例第 51 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。  
（第 6 期分及び第 1 期分の水道料金の算定）
- 2 川口市水道事業給水条例施行規程（昭和 42 年水道部規程第 8 号）第 21 条に規定する乙地区の平成 11 年度第 6 期分（以下「第 6 期分」という。）及び同条に規定する甲地区の平成 12 年度第 1 期分（以下「第 1 期分」という。）の水道料金は、当該各期分の定例日の計量に係る使用水量（以下「総使用水量」という。）についてこの条例による改正前の川口市水道事業給水条例第 22 条及び第 23 条の規定により算定した水道料金に平成 12 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）前の定例日の翌日から施行日の前日までの日数を実日数で除して得た数を乗じて得た額と、総使用水量についてこの条例による改正後の川口市水道事業給水条例第 22 条及び第 23 条の規定により算定した水道料金に施行日から当該各期分の定例日までの日数を実日数で除して得た数を乗じて得た額との合算額とする。
- 3 前項の実日数とは、施行日前の定例日の翌日から施行日後の定例日までの日数をいう。
- 4 施行日前から施行日以後引き続き水道を使用する者で、施行日前の定例日から施行日後の定例日までの間に水道の使用を開始し、又は中止したものその他第 6 期分又は第 1 期分の水道料金の算定が前 2 項の規定により難しい者に係る当該第 6 期分又は第 1 期分の水道料金の額は、施行日前の使用日数と施行日以後の使用日数とに応じ、管理者が別に定めるところにより日割計算して算定した額とする。

附 則（平成 14 年 12 月 24 日条例第 59 号）

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 31 条第 1 項の改正規定中「第 4 条」を「第 5 条」に改める部分は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 25 日条例第 17 号）

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 9 月 26 日条例第 125 号）

この条例は、平成 23 年 10 月 11 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 20 日条例第 54 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の川口市水道事業給水条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成 26 年 4 月 30 日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月 30 日後である水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確

定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月 30 日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。) については、なお従前の例による。

- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則 (平成 30 年 12 月 25 日条例第 83 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 18 日条例第 46 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の川口市水道事業給水条例第 22 条及び第 25 条第 1 項の規定にかかわらず、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成 31 年 10 月 31 日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金 (施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月 31 日後である水道の使用にあっては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日 (その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。) から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月 31 日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。) については、なお従前の例による。

- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則 (令和元年 9 月 27 日条例第 32 号)

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 26 日条例第 18 号)

改正

令和 2 年 6 月 23 日条例第 39 号

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 29 条に 1 項を加える改正規定及び附則第 3 項の規定は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

(令和 2 条例 39・一部改正)

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の川口市水道事業給水条例 (以下「新条例」という。) 第 22 条及び第 25 条第 1 項の規定にかかわらず、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 前から継続して供給している水道の使用で、施行日以後に定例日が到来するものに係る料金は、その使用水量について、この条例による改正前の川口市水道事業給水条例第 22 条及び第 25 条第 1 項の規定により算定した料金の額に前回定例日 (施行日の直前の定例日をいう。以下同じ。) の翌日から施行日の前日までの期間の日数を乗じて得た額と、新条例第 22 条及び第 25 条第 1 項の規定により算定

した料金の額に施行日から初回定例日（施行日以後の最初の定例日をいう。以下同じ。）までの期間の日数を乗じて得た額の合計額を、前回定例日の翌日から初回定例日までの期間の日数で除して得た額とする。

- 3 新条例第 29 条第 2 項の規定は、附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の日以後に定例日が到来する水道料金から適用する。

（令和 2 条例 39 ・ 一部改正）

附 則（令和 2 年 6 月 23 日条例第 39 号）

この条例は、公布の日から施行する。